

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 9 4 4 号)

平成 2 3 年 8 月 9 日

横 情 審 答 申 第 944 号

平 成 23 年 8 月 9 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年9月27日港南土第1540号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「港南区内に設置されているカーブミラーについて、カーブミラー設置場所選定にあたっての、判断基準・設置基準が記載されたもの」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「港南区内に設置されているカーブミラーについて、カーブミラー設置場所選定にあたっての、判断基準・設置基準が記載されたもの」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「港南区内に設置されているカーブミラーについて、カーブミラー設置場所選定にあたっての、判断基準・設置基準が記載されたもの」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月20日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため非開示とした。
- (2) カーブミラーの設置の実施に当たっては、社団法人日本道路協会編「道路反射鏡設置指針（昭和55年12月）」に基づいて行っている。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、カーブミラー設置場所選定にあたっての判断基準・設置基準について開示するよう求める。
- (2) 公共物について、設置にあたっての基準がないとはあり得ないことである。
- (3) カーブミラーの設置要望に対して、要件を満たしていないとの理由で設置しないと説明を受けている。裏返して言えば要件を満たせば設置するということである。故に設置基準は間違いなく存在している。

- (4) 仮に、設置基準が記載されているものがないのであれば、至急作成し、開示してほしい。市民の税金を使い設置する公共物に関して、最低限なくてはならないものである。

5 審査会の判断

(1) カーブミラー設置に係る事務について

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第16条では、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行うことを規定し、法第85条では、市町村道に附属する道路の附属物の新設又は改築は市町村道の道路管理者が行うことを規定している。

カーブミラーは法第2条及び道路法施行令（昭和27年政令第479号）第34条の3第4号に規定する道路の附属物で、実施機関におけるカーブミラーの設置に係る事務は、横浜市区役所事務分掌規則（昭和52年6月横浜市規則第68号）に基づき、道路等の管理、維持及び修繕等に関することとして、各区土木事務所が行っている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、開示請求書及び異議申立書の記載から、カーブミラーの設置場所を選定する際の判断基準又は設置基準（以下「設置基準」という。）が記載された文書と解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成23年4月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) カーブミラーを設置する権限は、道路管理者にある。

(イ) カーブミラーを設置するか否かの判断は、現場の道路の状況、交通状況、周辺地域の状況等を把握した上で総合的な視点で行う。当該判断の基準を定めるのは困難であるため、本市では設置基準を作成していない。

(ウ) 道路反射鏡設置指針は、カーブミラーを設置することになった場合の技術的な設置計画、施工方法などについての指針であって、設置基準ではない。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張している。設置基準を作成していない理由として、カーブミラーの設置をするか否かは、現場の道路の状況、交通状況、周辺地域の状況等を把握した上で、

総合的な視点からその事案ごとに判断をするものであること及びカーブミラーを設置することになった場合の技術的な設置計画、施工方法などは、道路反射鏡設置指針に基づいて行っていると説明している。

道路管理者は、道路の附属物の新設又は改築を行うほか、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努める責務を有している（法第42条）。したがって、カーブミラーを設置するか否かの判断は、道路管理者の責務に基づき行うものであると解される。

以上のような事情を勘案すると、カーブミラーの設置をするか否かは、現場の道路の状況、交通状況、周辺地域の状況等を把握した上で総合的な視点からその事案ごとに判断をするため、設置基準が記載された文書は存在しないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

なお、道路反射鏡設置指針は、カーブミラーの設置計画、設計、施工及び維持管理に関する指針を示したものであり、不特定多数の者に販売することを目的として発行された書籍であるため、条例第2条で規定する行政文書から除外されており、開示請求の対象ではないことは明らかである。さらに、申立人は、設置基準が記載されている文書がないのであれば、作成して開示すべきであると主張するが、本市の条例に基づく情報公開制度は、実施機関が保有している行政文書を対象とするものであって、開示請求があった場合、これに応ずるためにその対象となる文書を作成し、又は取得する義務を実施機関に課すものではない。

(4) 諮問の遅延について

本件異議申立ては、平成22年2月19日に提起されたものであるところ、実施機関は、審査会事務局の督促にもかかわらず、異議申立てから7月余を経過した平成22年9月27日に至ってようやく当審査会に諮問しており、事務処理の遅延は明白である。

事情聴取において説明を求めたところ、他の案件に係る異議申立てが複数あり、その対応等に時間を要したことを諮問遅延の理由として挙げている。

しかし、本件諮問の内容からも、異議申立てから諮問までこれほどの長期間を要したことを正当化できるような、やむを得ない理由があったとは到底認めがたく、開示決定等に対する不服申立てへの対応として、本件諮問は遅きに失したものと言わざるを得ない。

実施機関においては、開示決定等及び諮問に係る事務手続を、迅速かつ的確に対

応するよう、十分に留意すべきである。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年9月27日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年10月14日 (第173回第一部会) 平成22年10月19日 (第179回第二部会) 平成22年10月22日 (第109回第三部会)	・諮問の報告
平成22年11月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年1月14日 (第183回第二部会)	・審議
平成23年2月25日 (第186回第二部会)	・審議
平成23年3月25日 (第188回第二部会)	・審議
平成23年4月12日 (第189回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成23年4月26日 (第190回第二部会)	・審議
平成23年5月10日 (第191回第二部会)	・審議
平成23年5月24日 (第192回第二部会)	・審議
平成23年6月14日 (第193回第二部会)	・審議
平成23年6月28日 (第194回第二部会)	・審議
平成23年7月12日 (第195回第二部会)	・審議